

従前訪問介護相当サービスの利用となる対象者

※新規のみ

- ✓ 平成31年4月1日以降、要支援認定者及び事業対象者における訪問型サービスは原則、訪問型サービスAもしくはBを位置付ける
- ✓ 原則以外の対応が必要な方は、以下の基準を満たす方を対象とします

【原則以外の対応基準】

① 身体介護を要する方

身体介護：訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号）に定める身体介護

② 精神疾患や認知機能低下がある方

精神疾患：精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、または、医師から精神疾患の診断を受けている者

認知機能低下：主治医意見書または認定調査のいずれかにより認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅱa」以上の判定を受けている者、または、医師から認知症の診断を受けているもの

③ 退院直後で状態が変化しやすく、専門的なサービスが特に必要な方

退院直後：退院日の翌月から3ヶ月間（ex 12/10退院 → 退院日～3/31まで）

※相談票に詳しく記載してください

<具体例>

- ・ ストーマやインシュリン等、本人が行う医療的な処置に対して見守りが必要な方
- ・ 複数の訪問型サービスA指定事業所に依頼したが断られた